

現行計画の到達度、取組状況、評価及び今後の課題について

大項目	中項目	指標							取組状況	評価及び今後の課題	
		指標名	単位	現状値(H21)	目標値(H29)	実績値(H29)	達成度(H29)	目標値(R2)			
I 低炭素社会の構築	1 二酸化炭素排出削減対策の推進								<p>① 省エネルギー対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民運動による省エネルギーの取組を推進するため、「温暖化防止いわて県会議」を設立しました。構成団体が設立当初の41団体から66団体に拡大し、多様な分野の団体との連携が可能になりました。 ○ 県民向け省エネ・節電キャンペーンにより、県民一人ひとりの自主的な省エネ取組を推進しました（平成30年度末延べ参加者数約2,200人）。 ○ 地球温暖化防止に関する総合イベントとして「いわて温暖化防止フェア」を開催し、温暖化防止に関する講演やワークショップ、体験・工作活動等を行いました（平成30年度末延べ参加者数約17,000人）。 ○ CO₂ダイエットいわて倶楽部の活動を通じ、身近にできる地球温暖化対策の啓発を行いました（平成29年度末延べ参加者数54,853人）。 ○ 平成29年度に開所したいわてわんこ節電所により「家庭のエコチェック」による普及啓発を実施しました（平成30年度末延べ参加者数17,562人）。 ○ 地球温暖化対策に積極的な事業所を支援する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度を設けています（平成30年度末認定数235事業所）。 ○ 事業所における省エネルギー対策を推進するため、中小企業者等を対象に、LED照明の導入費用の一部を補助する「事業者向けLED導入促進事業」を実施しました（累計補助件数39件）。 <p>② 交通等における低炭素化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二酸化炭素排出量の少ない次世代自動車の普及促進を図るため、「いわてエコカーフェスタ」を開催しました（平成30年度参加者数2,769人）。 ○ 一層の公共交通の利用推進及びCO₂の排出抑制を図るため、自動車と鉄道やバス・自転車などのかしこい使い分けに挑戦する、「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークを全ての市町村で実施しました（平成29年度参加事業所144、参加者35,901人）。 <p>③ 再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーを活用した電源の開発に積極的に取り組み、平成24年12月に胆沢第四発電所、平成25年11月に相去太陽光発電所、平成26年7月に胆沢第三発電所、及び平成30年1月に高森高原風力発電所を運転開始しました。4つの発電所の運転を開始したことにより、出力が28,079kW増加しています。 ○ 災害時等に防災拠点となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を図ったほか、被災家屋等への太陽光発電設備の導入支援を行いました。 ○ 地熱先進県として地熱発電の導入促進に向け、事業者への助言や環境整備など側面的な支援を行ったほか、地熱発電理解促進事業によりシンポジウムを開催しました（平成30年度参加者数81人参加）。 ○ 木質バイオマス燃焼機器の導入や木質バイオマス燃料の利用の促進に向け、燃焼機器導入事業者への技術指導や木質バイオマスエネルギーの普及啓発に取り組みました。 ○ 交通信号灯器LED化率の毎年度1%増加を目標に整備を推進しました。 <p>④ 低炭素なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度に策定した「持続可能な都市づくりの基本方針」に基づき、都市計画による土地利用の適正な誘導を図りながら都市機能が集積した持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進しました。 	<p>①省エネルギー対策の推進</p> <p>目指す姿指標である「省エネ活動を実施している県民の割合」は高水準を維持し、家庭からの温室効果ガス排出量は、緩やかに減少傾向にあります。しかし、「温室効果ガス排出削減割合」については、東日本大震災津波からの復興需要等により平成25年度以降横ばい傾向で推移し、平成27年度では基準年比で0.1%減に止まっていることから、県民、事業者、行政が一体となった更なる取組が必要です。</p> <p>②交通等における低炭素化の推進</p> <p>エコカーフェスタ等による次世代自動車の普及や、公共交通機関の利用推進に努めました。今後は次世代自動車の更なる普及促進に向けた啓発や、関係機関と連携した公共交通の利用促進の取組を進めるとともに、再配達防止等による物流面の低炭素化の推進が必要です。</p> <p>③再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>防災拠点への再生可能エネルギー設備の導入、被災住宅等への太陽光発電設備の導入支援、地熱・風力発電の導入支援により、「再生可能エネルギーによる電力自給率」は目標を達成しているところですが、第5次エネルギー基本計画において再生可能エネルギーの主力電源化が明記されたことを踏まえ、さらなる導入促進が必要です。</p> <p>また、本県の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限発揮するため、再生可能エネルギー由来の水素の利活用に向けた取組を進める必要があります。</p> <p>○気候変動の影響が自然や社会に既に現れていることから、気候変動の影響に適切に対処する適応策を進めることが必要となります。</p> <p>○気候変動対策の推進に当たっては、パリ協定に掲げられた1.5℃の努力目標の実現に貢献するため、現在、政府で策定を進めている「パリ協定長期成長戦略」の内容を踏まえた取組を進める必要があります。</p>	
		1	◎■▼温室効果ガス排出削減割合	%	(H19) △0.9	(H32) △25	(H27) △0.1	c			△ 25
		2	▼年間二酸化炭素排出量	トンC O ₂ /年	(H24) 11,497	11,990	(H27) 12,963	b			11,101
		3	◎★◆省エネ活動を実施している県民の割合	%	(H22.1~ 2調査) 82.3	88	(H29.1~ 2調査) 88.2	a			87.5
		4	★エコスタッフ認定者数(累計)	人	903	1,779	1,696	b			2,200
		5	★いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	159	206	228	b			220
		6	★乗用車の登録台数に占める次世代自動車(燃料電池車、クリーンディーゼル自動車を除く)の割合	%	(H26) 8.2	11	13.6	a			14.2
		7	★エコドライブ講習会参加者数(累計)	%	(H26) 568	694	684	b			829
		8	★再生可能エネルギーによる電力自給率	%	(H26) 18.9	22	28.0	a			35.0
		9	県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合	%	12.3	16	16.8	a			23.9
		10	★住宅用太陽光発電設備導入件数(累計)	%	(H26) 19,980	22,864	25,634	a			23,485
		11	ペレットの利用量	トン	3,937	6,150	5,504	b			(H30) 6,270
		12	★チップの利用量	トン	1,277	84,290	230,809	a			(H30) 84,780
		13	★◆三セク鉄道・バスの1人当たり年間利用回数	回	20.4	19	17.5	b			20.4
		14	◆公共交通機関利用者数	千人	27,378	23,387	21,951	b			24,641
		15	◆広域的なバス路線数	路線	57	55	47	b			57
		16	県内の主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和率	%	38.9	50	50	a			52.8
		17	信号機のLED化率	%	(H23) 39	49	51.5	a			52
18	長期優良住宅の認定戸数	戸	316	575	821	a	650				
2	森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進							<p>① 適切な森林整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内民有林において、平成25年度から平成29年度までの5年間で27,779haの間伐を、平成29年度に876haの造林を実施し、公益的機能の維持増進を図りました。 <p>② 木材資源の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 需要者が求める品質・性能の確かな木材製品の安定供給を進め、住宅に加え、公共施設・公共工事などへの県産木材活用を積極的に促進しています。 	<p>①適切な森林整備の促進</p> <p>近年の国産木材の需要の高まりや、県内民有林(人工林)が利用期を迎えていることにより、主伐等の素材生産の増加を受けて間伐が減少しており、適切な間伐の実施に向け、施業の集約化や生産基盤となる路網整備による間伐作業の効率化・低コスト化を推進する必要があります。また、伐採跡地への再造林率が低迷していることから、造林作業の低コスト化により、森林所有者の費用負担を軽減する必要があります。</p>		
		19	◆間伐実施面積	h a	12,139	12,000	4,446			c	12,000
20	★産業分野の木質バイオマス導入事業者数	事業者	(H23) 17	34	32	b	(H30) 36				
3	その他の温室効果ガス排出削減対策の推進							<p>① フロン類の排出抑制・適正処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポスター及びパンフレットの配布、掲示のほか、HP等における周知や、春季・秋季に解体工事等における建設パトロールを実施し、フロン類の処理に係る排出抑制・適正処理を指導しました。 	<p>①フロン類の排出抑制・適正処理の促進</p> <p>改正フロン排出抑制法に基づき、「フロン類回収量の報告率」やフロン類の回収率の向上を目指し、より幅広くフロン類の排出抑制と適正処理について周知を図る必要があります。</p>		
		21	フロン類回収量の報告率	%	98.2	100	97.8			b	100

大項目	中項目	指標					取組状況	評価及び今後の課題		
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)			達成度 (H29)	目標値 (R2)
Ⅱ 循環型社会の形成	1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進						<p>① 発生抑制、リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民、事業者、行政等の各主体による3Rの取組を促進するため、岩手県オリジナルの3R推進キャラクター「エコロル」を活用した普及啓発に取り組みました。 ○ ごみの減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店及び飲食店を認定し、その利用と取組の拡大を図るため、「エコショップいわて認定制度」を設け、環境に配慮した店舗の周知等に取り組みました。(平成30年度末時点認定数232店舗) ○ 食品ロスを削減するため、忘新年会シーズン及び歓迎迎会シーズンに合わせて、「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」を実施し、“3010(さんまるいちまる)運動”の実践や食品ロスの削減に取り組む飲食店等を対象とした「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の登録事業を実施しました(平成30年度末時点登録数131店舗)。 ○ 「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を毎年度開催し、市町村等による家庭ごみの有料化の検討や導入に向けた取組を支援しました。 ○ 市町村が中心となって「家電リサイクル法」等に係る普及啓発を実施するとともに、各種リサイクル法に基づく適切な処理が行われるよう指導を実施しました。 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく適正処理の普及啓発を図るため、パンフレットの作成や研修会を開催しました。 ○ 公共工事において、再生材の利用・現場内の再利用・再資源化施設への搬出などに配慮した設計を行い、廃棄物の発生抑制に努めました。 ○ 漁船、漁網、浮玉、ロープ等の漁業系廃プラスチックはほとんどが廃棄物処理業者に引き取られ、焼却や再資源化が図られました。 ○ 市町村が災害に強く持続可能なごみ処理体制を構築していくため、県内の市町村等が運営するごみ処理施設の今後の方向性についてまとめた「岩手県ごみ処理広域化指針」を策定しました。 ○ 「いわてクリーンセンター」では、廃石綿等処理困難な廃棄物及び東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理を実施し、「いわて第2クリーンセンター」では、医療廃棄物等処理困難な廃棄物、県境不法投棄物及び東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理を実施しました。 ○ 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備に取り組み、八幡平市平舘栂沢地内を整備予定地として整備に向けた準備を進めました。 	<p>①発生抑制、リサイクルの推進</p> <p>【一般廃棄物】 小売店等の協力の下、市町村を經由せずにリサイクルされる容器包装廃棄物等の回収が進んでいること等から「一般廃棄物のリサイクル率」が現状値を下回っていますが、目指す姿指標である「一般廃棄物最終処分量」は目標を達成している状況にあり、ごみの3Rに対する意識は定着しつつあります。一方で、県民一人一日当たりのごみ排出量及び生活系ごみ排出量は、近年横ばい傾向にあることから、引き続き市町村等と連携・協力を図りながら、更に県民参加型の取組を進める必要があります。</p> <p>【産業廃棄物】 東日本大震災津波や平成28年台風第10号からの復旧工事はピークを越えており、リサイクルの主体であったがれき類の排出が減少していること等から「産業廃棄物リサイクル率」に遅れが見られますが、目指す姿指標である「産業廃棄物最終処分量」については目標を達成している状況にあります。事業者の廃棄物の適正処理に対する理解と環境に配慮した活動を促進するため、引き続き普及啓発と情報提供を行う必要があります。</p> <p>○食品ロスの削減やプラスチック資源循環戦略を踏まえた発生抑制及びリサイクルの推進を進める必要があります。</p> <p>○東日本大震災津波や平成28年台風第10号の経験を生かし、自然災害により大量の災害廃棄物が発生した際においても、廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制の構築が必要です。</p>		
		◎★▼一般廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 53.8	(H28) 47.4	(H28) 40.6			a	47.4
		◎★▼産業廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 70	(H28) 80.0	(H28) 80.0			a	80.0
		★▼県民一人1日当たりごみ排出量	g/日	(H20) 955	(H28) 911	(H28) 921			b	911
		▼県民一人1日当たり生活系ごみ排出量	g/日	(H20) 664	(H28) 633	(H28) 631			a	633
		一般廃棄物のリサイクル率	%	(H20) 18.8	(H28) 20.6	(H28) 18.1			b	20.6
		▼産業廃棄物排出量	千トン	(H20) 2,035	(H28) 2,750	(H28) 2,749			a	2,750
		産業廃棄物リサイクル率	%	(H20) 63	(H28) 68.5	(H28) 63.1			b	68.5
		アスファルト・コンクリート再資源化率	%	(H20) 96.4	(H30) 99.0	(H26) 99.5			a	(H30) 99
		コンクリート再資源化率	%	(H20) 96.4	(H30) 99.0	(H26) 99.6			a	(H30) 99
建設発生木材再資源化等率	%	(H20) 91.2	(H30) 95.0	(H26) 80.7	b	(H30) 95				
★◆自県内処理率	%	(H20) 95.0	(H28) 97.5	(H28) 94.8	b	97.5				
2 廃棄物の不適正処理の防止等						<p>① 廃棄物の不適正処理の防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型地域社会の形成に関する条例に基づく廃棄物の適正処理に係る取組の推進により、自圏内における廃棄物の適正処理が推進され、不法投棄等の件数が減少しました。 ○ 広域振興局等に配置している産業廃棄物適正処理指導員による監視・指導を行うとともに、警察や市町村等の関係機関との合同パトロールや北海道・東北6県・新潟県との広域連携によるスカイパトロール、土日祭日の立入検査を実施し、不適正処理の監視体制の充実を図りながら、監視指導を実施しました。 ○ 家畜排せつ物については、堆肥化により、土づくりの資材として有効活用を促進しました。 ○ 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を進める市町村を財政面、技術面等から支援しました。 	<p>①廃棄物の不適正処理の防止等</p> <p>「適正処理率」は目標を達成しているものの、依然として不適正処理や不法投棄が毎年発生している状況にあることから、引き続き監視指導を行う必要があります。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくPCB廃棄物の期限内の適正処理を進めるため、保管事業者等への監視指導が必要です。平成29年6月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、令和2年度より電子 manifests の使用が義務付けられることから、対象事業者への指導が必要です。</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物等の処理については、地域住民の理解の下で進める必要があります。時間を要することから、引き続き市町村を財政面、技術面等から支援する必要があります。</p>			
	★◆適正処理率	%	98.5	99.4	99.5			a	99.4	
	◆家畜排せつ物法管理基準適用対象農家における管理基準適合割合	%	100	100	98.8			b	100	

大項目	中項目	指標					取組状況	評価及び今後の課題	
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)			達成度 (H29)
Ⅲ 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成	1 豊かな自然との共生							<p>① 多様な自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に14箇所指定されている自然環境保全地域に、自然保護指導員各1名を配置し、保全地域の巡視をするとともに、立入者に対し保全上必要な指導を行いました。 本県の自然環境の自然度に応じた保全の方向性を示した「岩手県自然環境保全指針」について必要な見直しを行っています。 <p>② 多様な動植物が生息・生育できる森・里・川・海のつながりの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県海区未来につなぐ美しい海計画に基づき、計画に参画する19漁協が養殖漁場の環境維持を目的とした漁場観測等を実施しています。 <p>③ 野生動植物との共生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ニホンジカについては、平成24年度から狩猟による捕獲を補うため県による捕獲を実施し、狩猟及び市町村による有害鳥獣捕獲と合わせて、平成29年度には年間14,318頭の捕獲を行いました。また、市町村が策定している鳥獣被害防止計画に基づき、有害捕獲や侵入防止柵の普及、さらに造林木を守るための防護柵の整備や忌避剤の散布等に取り組んできた結果、農林業被害額は減少傾向にあります。 ツキノワグマについては、ツキノワグマ管理検討委員会での議論を踏まえて捕獲上限数を設定して生息数の維持に努めつつ、平成29年度では狩猟を含め338頭を捕獲し、被害の防除を図りました。 イノシシについては、平成28年度から狩猟による捕獲を補うため県による捕獲を実施し、狩猟及び市町村による有害鳥獣捕獲と併せて、平成29年度では年間80頭の捕獲を行いました。 野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者が長期的に減少傾向にあることを踏まえ、狩猟免許試験予備講習会を開催するとともに、受講者の利便を考慮し、狩猟免許試験を休日に開催すること等により、新規狩猟者確保に努め、狩猟免許所持者は、平成22年度の2,793人から平成29年度には3,146人に増加しています。 平成26年3月にいわてレッドデータブック（2014年版）を発刊し、平成29年度において、これまで県内で記録のなかった「フォーリーガヤ」が発見されたことから、同種を新規掲載しました。 特定希少野生動植物の販売を監視するため、特定希少野生動植物流通監視ボランティア19名を委嘱し、産直施設等の監視を行いました。指定希少野生動植物であるハヤチネウスユキソウについて、定点での生息状況調査の結果、平成29年度では667株が確認されています。 天然記念物であるイヌワシの給餌を毎年2～3か所、巢の補修を毎年1か所行い、保護・保全対策に取り組みました。 <p>④ 外来生物の駆除</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施しました。 <p>⑤ 生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。 	<p>①多様な自然環境の保全</p> <p>目指す姿指標である「大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合」及び「生物多様性の認知度」に遅れが見られることから、現在見直し中である「岩手県自然環境保全指針」の内容を広く県民に周知する必要があります。</p> <p>また、「生物多様性上重要な地域の選定」についても、目標達成に向けて着実に進める必要があります。</p> <p>③野生動植物との共生の推進</p> <p>目指す姿指標である「イヌワシ繁殖率」については、平成29年度は目標値を達成しているところですが、指定希少野生動植物、特定希少野生動植物の監視や保護に引き続き取り組むとともに、保護の重要性の高いものについて、生息状況調査の結果を踏まえ指定の追加が必要です。</p> <p>ニホンジカについては、捕獲数の目標を達成しているところですが、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的には県内における捕獲の強化が必要です。</p> <p>ツキノワグマについて、本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持と人身被害の防止及び農林業等被害の軽減を図る必要があります。</p> <p>イノシシについて、生息域の拡大が確認されており、生息数の抑制及び被害の抑制を図るため、積極的に捕獲を実施する必要があります。</p> <p>レッドデータブックについて、平成26年の改訂においても、依然として情報不足種が100種以上あることから、東日本大震災津波の影響による沿岸地域の状況変化も踏まえ、生息状況を調査する必要があります。</p>
		◎■★大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合	%	(H22.1～2調査) 35.3	42.4	(H29.1～2調査) 37.6	b	50	
		◎生物多様性の認知度	%	-	65	55	b	75.0	
		◎■★◆イヌワシ繁殖率	%	12.5	14	17.2	a	14	
		生物多様性上重要な地域の選定	地域	(H26) 0	2	0	c	10	
		★水田における地域協働等の取組面積割合	%	(H25) 68	78	82	a	81	
		◆ニホンジカの捕獲数	頭	(H26) 10,919	10,000	14,318	a	10,000	
		★鳥獣被害対策実施隊設置市町村数	市町村	(H26) 24	33	32	b	(H30) 33	
		★グリーンボランティア人数	人	164	220	222	a	240	

大項目	中項目	指標					取組状況	評価及び今後の課題	
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)			実績値 (H30)
Ⅲ 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成	2 自然とのふれあいの推進							<p>① 自然とのふれあいの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園内の主要な地区に自然公園保護管理員を配置し、公園管理や啓発指導に努めました（平成31年4月現在58名）。 ○ 県内の国定・県立自然公園、自然環境保全地域で活動するグリーンボランティアにより、利用者へのマナーの普及啓発に努めました。 ○ ビジターセンターに多言語化したPR映像を整備し、増加している外国人観光客に対応しました。 ○ 「早池峰クリーン&グリーンキャンペーン」を実施し、登山者に対するマナーガイドの配布や携帯トイレの販売等を行うとともに、利用最盛期の車両交通混雑緩和対策として、6月第2日曜日～8月第1日曜日の土日祝日に一般車両の通行を規制し、シャトルバスを運行しました。 <p>② 都市公園や森林公園の整備とふれあいの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林公園等を活用した森林環境学習等の実施により、森林の役割等について県民理解の醸成を図りました。 <p>③ 里地里山など身近な自然環境の整備・保全とふれあいの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の森林づくりへの理解と参画を促進するため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、里山林の整備など、県民が主体的に行う森林づくり活動を支援しました（平成29年度末時点 延べ298団体）。 ○ 中山間地域の森林を活用した自然とのふれあいを促進するため、関係団体と連携した里山の保全活動及び森林環境教育等の活動並びに企業等が行うボランティア活動等への支援を行いました。 <p>④ エコツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三陸復興国立公園の景勝地やみちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの地域資源を組み合わせたジオツアーを年間約20回開催しました。 <p>⑤ 温泉の保護と安全安心な利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 温泉掘削許可申請者等から揚湯量の調査結果を求めるほか、県内14か所の主要源泉の定点調査を年2回行い、源泉等の状況に変化がないことを確認しました。 	
		◎★◆自然公園ビジターセンター等利用者数	人	136,031	550,000	466,290	b		550,000
		グリーンボランティア人数 (No.42再掲)	人	164	220	222	a		240
		県立広域公園利用者数	人	168,524	220,500	216,116	b		225,000
	3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上							<p>① 中山間地域等における農林業の振興による農地や森林の多面的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました（平成30年度末時点1,152協定）。 ○ 農地や農業用水などが持つ水源涵養や環境保全等の多面的機能の維持・増進の観点から、「多面的機能支払制度」による活動や「アドプト活動」などにより、農業者と地域住民等との協働による取組の拡大を促進しました。 <p>② 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「いわての森林づくり県民税」を財源とした森林整備により、森林が持つ水源涵養や県土の保全、地球温暖化防止等の多様な公益的機能の維持増進を図っています（平成29年度末累計森林整備面積 15,507ha）。 <p>③ 様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場干潟の保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漁業者等が行う干潟環境の保全活動、内水面生態系の保全活動を支援しました（干潟環境1地区、内水面生態系2地区）。 <p>④ 陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての海岸の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の復旧、整備等を推進するとともに、防潮堤背後の海岸防災林の造成に取り組みました。防潮堤や水門の整備等の進捗により、震災後の海岸保全施設の効果が段階的に向上しています。 <p>⑤ 森林生態系に配慮した災害に強い県土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するため、治山施設の整備等に取り組みました（平成30年度事業着手82箇所）。 	
		◆森林面積	千ha	(H21) 1,179	(H28) 1,178	(H28) 1,177	b		1,178
		農山漁村の環境保全活動の参加人数	人	(H26) 106,543	112,000	121,453	a		(H30) 114,000

大項目	中項目	指標					取組状況	評価及び今後の課題		
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)			達成度 (H29)	目標値 (R2)
IV 安全で安心できる環境の確保	1 大気環境の保全						① 地球規模の大気環境の保全 ○ 酸性雨による生態系への影響を把握するため、 森林植生モニタリング（樹木衰退度調査） を実施しました。	②大気汚染物質排出源の監視・指導等の充実 県内の大気状況は、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しており、年平均値はほぼ横ばいで推移しており、目指す姿指標である「大気の大気汚染物質排出源の監視・指導等の充実」についても目標を達成しているところですが、 継続的かつ効果的な監視が出来るように、測定局の維持管理及び適正配置を図る必要があります。 また、 微小粒子状物質（PM2.5）については、今後、成分の分析を実施するとともに知見を蓄積し、原因等について調査を進める必要があります。		
		◎★◆大気の大気汚染物質等環境基準達成率	%	100	100	100	a		100	
		◆有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100	100	100	a		100	
		◆光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0	0	a		0	
		◆新幹線鉄道の騒音環境基準達成率	%	71	71	80	a		71	
						③ 有害大気汚染物質等に係る対策の推進 ○ 特定粉じん排出等作業における 指導・立入検査 を実施しました。	③有害大気汚染物質等に係る対策の推進 有害大気汚染物質の常時監視を実施し、「有害大気汚染物質の環境基準達成率」については目標を達成しているところですが、 継続的かつ効果的な監視が出来るように、測定局の維持管理及び適正配置を図る必要があります。 また、解体工事における 石綿の事前調査が不徹底なことにより、法に定められている届出対象工事が未届となる事例があることから、関係機関との連携及び事業者への周知等が必要 です。			
						④ 騒音・振動・悪臭対策の推進 ○ 24市町村で騒音・振動の規制地域を指定し、市町村による事業者への指導に必要な助言等 を行いました。		④騒音・振動・悪臭対策の推進 「新幹線鉄道の騒音環境基準達成率」については目標を達成しているところですが、 東北新幹線の速度向上等により、騒音の悪化が懸念されることから、引き続き監視していく必要があります。		
						① 健全な水循環の確保 ○ 各地域の流域協議会において 健全な水循環確保のための協議・情報交換を行っているほか、流域協議会が主体となった研修会や報告会の開催を推進 しています。			①健全な水循環の確保 目指す姿指標である「公共用水域のBOD等環境基準達成率」は目標を達成しているところですが、 良好な水環境を保全するため、河川を汚さない取組や水資源の再利用、水質の監視、家庭における汚濁防止実践活動の普及啓発等の健全な水循環を確保するための取組を進める必要があります。 また、 海域における水生生物の保全に係る環境基準の設定を行う必要があります。	
	◎★◆公共用水域のBOD等環境基準達成率	%	96.5	96.5	99.1	a				96.5
	★◆排水基準適用の事業場における排水基準達成率	%	100	100	100	a				100
◆地下水の環境基準達成率	%	100	96	95.7	b	96				
▼未処理家庭雑排水量	千m ³ /日	77	46	50	b	(H30) 42				
					○ 浄化槽の適正な維持管理の推進に取り組んできた結果、浄化槽の法定検査の実施率は、新規設置に係る7条検査が100%、既存施設に係る11条検査が88.5%であり、全国トップクラス となっています。	②水道水の水質保全対策の強化 「岩手県水道水質管理計画に基づく水道事業者等による監視の実施割合」は目標を達成しているところですが、 県内の浄水施設51箇所がクリプトスポリジウム等に対応していない施設であることから、未対応施設の解消を図る必要があります。				
					② 水道水の水質保全対策の強化 ○ 岩手県水道水質管理計画に基づく、 水道事業者等による監視が実施 されました。		③北上川清流化対策の推進 昭和57年の中和処理施設の稼働以来、「新中和処理施設放流水水質基準達成率」は目標値を達成しているところですが、 中和処理を継続するため、老朽化対策工事や耐震補強工事を実施するとともに、3m坑道の埋戻し工事を実施する必要があります。 また、北上川の清流化が確保されてから30年以上が経過し、 旧松尾鉱山や坑廃水問題の風化が懸念されることから、北上川清流化の取組の重要性を周知する必要があります。			
					③ 北上川清流化対策の推進 ○ 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施し、長期安定的な対策の確立に努めるなど、北上川清流化を推進 しました。					
◆岩手県水道水質管理計画に基づく水道事業者等による監視の実施割合	%	(H20) 95.2	100	100	a			100		
★◆新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100	100	a			100		
					○ 北上川清流化の取組を広く県民へ周知するとともに、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等を支援 しました。					

大項目	中項目	指標							取組状況	評価及び今後の課題
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	目標値 (R2)		
IV 安全で安心できる環境の確保	3 土壌環境及び地盤環境の保全								① 市街地における土壌汚染防止対策の推進 ○ 地下水の常時監視により、市街地等の土壌汚染状況の早期発見に努めました。 ② 地盤沈下未然防止対策の推進 ○ 地盤沈下が懸念されるような事例について情報収集し、事例の把握に努めました。	①市街地における土壌汚染防止対策の推進 改正土壌汚染対策法が施行され、事業所における土壌汚染状況調査を実施する機会が増えることが予想されることから、引き続き、汚染が確認された区域において、汚染土壌が適切に措置されるよう監視・指導を実施していく必要があります。
		◆土壌の環境基準達成率	%	100	98	100	a	98		
	4 化学物質の環境リスク対策の推進								① PRTR及び化学物質リスクコミュニケーションの推進 ○ PRTR制度による届出が必要な全事業所に対して届出の適切な指導を行い、排出量の把握等を行っています。 ○ 工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」の開催を支援しました。また、事業者が「環境報告書」を作成するためのノウハウを学ぶための研修会を開催するとともに、県のホームページに掲載する取組「いわて環境報告書バンク」を実施しました。 ② 化学物質に係る調査・研究及び汚染防止対策の推進 ○ 環境省が実施する「化学物質環境実態調査」において、未規制物質の分析法を開発しました。また、県内の公共用水域における未規制物質や有害物質による環境汚染の実態調査を行い、情報発信しています。 ○ 排出規制の対象となっている事業者に監視・指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類濃度について、モニタリング調査を実施しました。	①PRTR及び化学物質リスクコミュニケーションの推進 県内には、化学物質の多量排出事業者があることから、今後も、排出量の削減、代替物質への転換などを指導することで、事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を図っていく必要があります。 ②化学物質に係る調査・研究及び汚染防止対策の推進 未規制物質や有害物質の中には、環境中の実態が不明な物質があり、国内外で公共用水域における実態調査や研究が行われており、環境汚染の実態調査や研究を計画的に推進するために、関係機関が協働して取り組む必要があります。
		★環境報告書作成企業数	企業	(H26) 90	158	228	a	220		
		◆化学物質の環境基準達成率	%	100	100	100	a	100		
		◆PRTR排出量等の届出率	%	100	100	100	a	100		
	5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応								① 環境に係る監視・観測体制の強化 ○ 監視・観測結果を取りまとめ、web・報告書等に掲載して情報発信しています。 ② 環境に係る調査研究の充実 ○ 調査研究にあたっては岩手・京都・中国の大学等と共同研究に取り組み、分析法の開発等を行いました。 ③ 公害苦情等への的確な対応 ○ 公害苦情の迅速な解決を図るため、県と市町村間で情報共有のうえ、協力して対応しました。 ④ 放射性物質による影響の把握等 ○ 環境中の放射性物質等のモニタリングを実施し、測定結果を公表しました。	④放射性物質による影響の把握等 「モニタリングポストの年間稼働台数」は基準を達成しているところですが、空間線量率が順調に低減し、今後横ばいで推移していくと考えられることから、調査内容等の再編が必要です。
		◆光化学オキシダント注意報の年間発令日数 (No.50再掲)	日	0	0	0	a	0		
	6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進								① 環境影響評価制度の運用 ○ 事業者から届出のあった電気工作物等について、岩手県環境影響評価条例に基づいて岩手県環境影響評価技術審査会を開催し、専門的な見地からの意見聴取を行うとともに、事業の実施に際して適切に環境配慮がなされるよう知事意見を述べました。 ② 適正な土地利用の促進 ○ 岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更については、国土利用計画審議会及び市町村長、国土交通省の意見徴収を行うことにより承認されました。 ○ 国土利用計画(全国計画及び岩手県計画)の改定に合わせ、平成30年3月13日付けで土地利用基本計画の改定を行いました。	①環境影響評価制度の運用 国において、太陽電池発電所の設置の工事業を法アセスの対象とする方向で手続を進めており、法アセスの対象とならない規模の同事業の取り扱いについて検討する必要があります。 ②適正な土地利用の促進 人口減少・高齢化、頻発化・激甚化が進む災害リスク、景観・生物多様性を考慮したうえで、県土の適正な土地利用を図る必要があります。
		◆モニタリングポストの年間稼働台数	台	(H24) 10	10	10	a	10		

大項目	中項目	指標					取組状況	評価及び今後の課題	
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)			達成度 (H29)
V 快適でうるおいのある環境の創造	1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造							<p>① 緑と水のうるおいのある空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の草刈りや清掃等について、H30年度は、353団体の住民団体と契約を結び、住民との協働により実施しました。 ○ 河川や海岸については、「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県民参画による水辺空間の環境保全に取り組み、平成30年度末までに、100団体が草刈りや清掃等を実施しました。 ○ 平成24年度から平成30年度末まで、和賀川、吸川等において、親水護岸や散策路等を整備したほか、多様な生物の生息・生息環境に配慮して河川工事を実施しました。 <p>② 快適で豊かな生活環境等の整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。 ○ 国の補助金を活用して、水道未普及地域解消事業や老朽管路更新事業などの促進を図り、市町村が行う水道施設の計画的な整備推進に向けた支援を行い、県内の水道普及率は平成23年度から平成29年度までに1.8ポイント増加し93.7%となりました。 ○ 岩手の厳しい気象条件下においても冷暖房を最小限に抑え、環境にやさしい生活ができる「省エネ性能」をもち、かつ、県産材の活用など岩手らしさを備えた「岩手型住宅」の普及に取り組み、平成30年度までの岩手型住宅賛同事業者の登録事業者数は94となりました。 ○ 岩手県公共施設等総合管理計画に基づき、「岩手県ダム個別施設計画」を策定し、施設の長寿命化による環境負荷の低減を図りました。 <p>③ 良好な景観の保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年4月に施行した岩手県景観計画のリーフレットの配布や、児童を対象とした景観学習の開催等により、県土全体についての目指すべき景観像等の普及啓発に取り組みました。 ○ 沿岸地域の復興事業により都市公園や緑地の整備が進められています。 ○ 屋外広告物の適正配置について、官民連携によるPRなどを行い、屋外広告物条例の普及啓発に取り組みました。 	
		身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数	団体	42	87	96	a		93
		県民一人当たり都市公園面積	m ²	13.7	14.4	14.7	a		14.7
		★水洗化人口割合	%	61.9	75.4	73.7	b		(H30) 77.0
		長期優良住宅の認定戸数 (No.18再掲)	戸	316	575	821	a		650
		★景観づくりに取り組む地区数（累計）	地区	(H26) 35	41	42	a		47
		★県管理道路における無電柱化延長（累計）	k m	24.6	27.3	27.2	b		(H30) 27.9
	2 歴史的文化的環境の保全							<p>① 歴史的文化的環境の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界遺産「平泉の文化遺産」及び「橋野鉄鉦山」を含む「明治日本の産業革命遺産」について、保存管理の大切さや遺産の価値について理解を深めるための普及啓発を展開しました。 ○ 一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、世界遺産登録に向けた推薦書の作成やフォーラム開催等による機運醸成に取り組みました。 ○ また文化審議会の審議において、2019年度の世界文化遺産推薦候補となる可能性が高まりました。 ○ 県文化芸術ホームページ「いわての文化情報大事典」をリニューアルするなど、情報発信の強化を進め、訪問者数は、平成23年度の376,447人から着実に増加し、平成30年度は471,363人となりました。 <p>② 環境と共生する生活文化の継承と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統的工芸品等について、セミナー開催やバイヤー招聘により商品開発を促進するとともに、首都圏での展示販売により販路の拡大を図りました。 	
		◎■本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合	%	(H22.1 ～2調査) 59.3	70	(H30.1 ～2調査) 53.2	c		70
		登録有形文化財（建造物）登録件数	件	72	81	88	a		84
							<p>① 緑と水のうるおいのある空間の創造</p> <p>「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県民参画による水辺空間の環境保全に取り組み、「身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数」は目標を達成しているところですが、高齢化等により活動継続が困難となる団体も見受けられることから、引き続き支援を継続し、環境美化活動の拡大と意識啓発を図りつつ、適切な維持管理を推進する必要があります。</p> <p>② 快適で豊かな生活環境等の整備の促進</p> <p>市町村への財政的支援により、「水洗化人口割合」が増加しましたが、目標達成は困難な状況です。家庭から排出される未処理家庭雑排水による負荷低減のためには、今後は浄化槽の整備促進が大きな役割を担っており、浄化槽未普及地域への普及啓発活動が必要となっています。</p> <p>また、水道事業については、給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的に運営されることが必要であることから、広域連携等による経営基盤の強化や、アセットマネジメント（資産管理）の導入等による適切な資産管理が必要です。</p> <p>③ 良好な景観の保全と創造</p> <p>景観づくりに取り組む地区数が10地区増加し、県管理道路における無電柱化延長についても目標を達成しているところですが、県土全体についての目指すべき景観像等の普及啓発のため、景観学習、景観づくりに取り組む地区に対する支援を継続して実施する必要があります。</p>		
							<p>① 歴史的文化的環境の保存と活用</p> <p>世界遺産の保存管理について、適切に対応することが求められており、遺産ごとに策定している保存管理計画等に基づき実施する必要があります。</p> <p>また、一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、2019年度の推薦候補となる可能性が高まっており、世界遺産登録に向けた取組を継続して実施する必要があります。</p> <p>② 環境と共生する生活文化の継承と創造</p> <p>本県の伝統的工芸品の製造品出荷額はピーク時の2分の1の水準にとどまっており、ライフスタイルの変化を見据えた新商品開発や、展示販売会等を通じた新たな購買層の開拓など伝統工芸産業事業者の経営力向上を支援する必要があります。</p> <p>○ 目指す姿指標である「本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合」については、現状値を下回っている状況であり、情報発信の更なる強化と、SNS等のツールを生かした交流機会を創出する必要があります。</p>		

大項目	中項目	指標							取組状況	評価及び今後の課題
		指標名	単位	現状値 (H21)	目標値 (H29)	実績値 (H29)	達成度 (H29)	目標値 (R2)		
VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	1 環境学習の推進								① 学校における環境学習の推進 ○ 学校における環境教育は、関係教科、特別活動や総合的な学習の時間において、それぞれ教科・科目等の目標に即して実施しており、平成29年度は、環境教育に取り組む小中学校の割合はそれぞれ96.3%、82.7%でした。 ○ 学校における環境教育を効果的に行うために環境学習副読本や教師用手引書を作成し、県内の全小学校に配布しました。 ○ 自主的に温暖化対策に取り組もうとする県内小学校の児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、「隊員証」と「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配布し、平成30年度までに735校、延べ35,578人が各家庭において地球温暖化対策に取り組みました。 ② 多様で身近な環境学習機会の提供、支援 ○ 水生生物調査について、振興局の担当者による支援や講師派遣等により実施を支援するとともに、その結果を「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」としてまとめ、関係機関や参加団体等に広く配布し、周知を行いました。参加者数は全国上位を維持しています。 ○ 環境アドバイザーや県地球温暖化防止活動推進員を学校や町内会などでの研修会に派遣し、地域での活動を支援しました。 ○ 環境に関する講師派遣や見学受入等を行う企業・団体を環境学習応援隊として登録・周知することにより、地域での環境学習を支援しました。 ③ 環境人材の育成 ○ 環境をテーマとした講習会である「いわて環境塾」を開催し、地域で活動する環境人材の発掘及び育成を行いました。	①学校における環境学習の推進 「小学校における地球温暖化を防ごう隊実施割合」が現状値を下回るなど一部で遅れが見られますが、目指す姿指標である「省エネ活動を実施している県民の割合」については高い水準を維持している状況であり、引き続き各校や地域の特色に応じた活動、教科横断的な活動等を位置付けながら、更なる充実を図っていく必要があります。 ②多様で身近な環境学習機会の提供、支援 水生生物調査の参加者数は全国上位を維持していますが、児童数の減少や、総合学習の時間数減少により参加者数・参加団体数が減少傾向にあることから、引き続き支援を実施する必要があります。 また、平成30年6月に環境教育等促進法基本方針が変更され、今後の学びの方向性として、体験活動の意義等の捉え直しや体験の機会の場制度の活用が示されており、今後も岩手の優れた自然等を活用した、体験による環境学習を一層推進していく必要があります。 ③環境人材の育成 環境アドバイザー及び地球温暖化防止活動推進員の高齢化や、地域偏在が課題となっていることから、引き続き地域で活躍する環境人材の発掘・育成を進める必要があります。
		◎★◆省エネ活動を実施している県民の割合（No.3再掲）	%	(H22.1~2調査) 82.3	87.5	(H29.1~2調査) 88.2	a	87.5		
		◎★◆環境学習交流センター利用者数	万人	3.7	4.2	4.3	a	4.2		
		小学校における地球温暖化を防ごう隊実施割合	%	(H26) 16.1	17.9	14.2	c	20.0		
		★◆水生生物調査参加市町村数	市町村	(H26) 30	33	30	b	33		
	2 環境に配慮した行動・協働の推進								① 県民の環境に配慮した行動・協働の推進 ○ 環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センターを中心として、より省資源や省エネルギー等の環境に配慮した取組の普及啓発を図るとともに、地球温暖化防止活動推進員の派遣事業等により、地域の自治会、住民団体や企業等での研修会等で環境配慮への意識啓発を図りました。 ② 企業の環境に配慮した行動・協働の推進 ○ 事業者の実務担当者向けの「環境マネジメントスキルアップセミナー」、経営層向けの「環境経営トップセミナー」を実施し、企業の環境取組に関する意識啓発を図りました。 ③ 県の環境に配慮した行動の率先実行 ○ 県も一事業者として、岩手県エコマネジメントシステムにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組むことにより、平成29年度における排出量は128,820トンと、前年度と比較して△1.1%となりました。 ④ 環境広報及び情報提供の推進 ○ 環境学習交流センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集し、館内での展示、メールマガジン、ホームページ及び情報誌などを活用し、環境の情報提供、情報発信を行いました。 ○ 地球温暖化防止活動センターにおいて、「いわて温暖化防止フェア」や「省エネ節電キャンペーン」等により情報提供や広報を実施しました。	①県民の環境に配慮した行動・協働の推進 目指す姿指標である「省エネ活動を実施している県民の割合」は、高い水準を維持している状況ですが、よりエネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を進める必要があります。 ②企業の環境に配慮した行動・協働の推進 目指す姿指標である「環境報告書作成企業数」は目標を達成している状況にありますが、ESG投資等企業の環境取組が評価される時代が到来しているものの、未だ環境取組をマイナスの要素（コスト）と考える風潮があることから、環境取組は企業の持続的な発展につながるほか、省エネ取組は経費削減による利益向上にもつながることを、さらに啓発する必要があります。 ③県の環境に配慮した行動の率先実行 岩手県グリーン購入基本方針等に基づき、ハイブリッドカー、電気自動車など環境に配慮した低公害車の導入が必要です。
		◎★◆省エネ活動を実施している県民の割合（No.3再掲）	%	(H22.1~2調査) 82.3	87.5	(H29.1~2調査) 88.2	a	87.5		
		◎環境報告書作成企業数（No.59再掲）	企業	(H26) 90	158	228	a	220		
		身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数（No.65再掲）	団体	42	87	96	a	93		
	3 県域を越えた連携、国際的取組の推進								① 他の方公共団体との連携 ○ 「北海道・北東北地球温暖化対策推進本部」を中心に、北海道・北東北三県が連携した普及啓発や環境学習等の取組を検討・調査するとともに、6月の環境月間等では学校や図書館等へ読書や読み聞かせの実施を呼びかける共同行動を実施しました。 ② 海外との交流や国際協力の推進 ○ 国立環境研究所からの委託事業である日韓共同研究及び中国2大学（中国医科大学、大連理工大学）との研究覚書に基づく共同研究を実施するなど海外の研究機関との交流を図りました。また、国外の共同研究者に分析技術指導を行うなど、国際協力の推進に取り組みました。	①他の方公共団体との連携 引き続き北海道・北東北三県が連携した普及啓発等に取り組む必要があります。 ②海外との交流や国際協力の推進 平成30年2月に開催された日韓政府間会議において、新たに医薬品やパーソナルケア製品（PPCPs）に関する分析法開発及び汚染実態調査を共同で行うことが決定されたことから、それに対応していく必要があります。

大項目	中項目	指標							取組状況	評価及び今後の課題
		指標名	単位	現状値(H21)	目標値(H29)	実績値(H29)	達成度(H29)	目標値(R2)		
VII 環境を守り育てる産業の振興	1 環境関連産業の振興								① 環境関連産業の育成・集積 ○ 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として161製品を認定し（平成30年度末時点）、認定製品の周知等に継続的に取り組むことにより、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。 ○ 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」において、平成30年度末までに県内のべ109事業者による取組を支援した結果、事業者の産業廃棄物等の3Rの取組が推進されました。 ○ 工業技術センターにおいて、有害物使用の低減や環境改善に資する研究、リサイクルの促進や省資源省エネルギーに資する研究及びバイオマスエネルギーの利用促進に資する研究に取り組みました。	①環境関連産業の育成・集積 「産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者等支援数」は順調に増加しており、3Rに対する意識は定着しつつありますが、食品ロスの削減やプラスチック資源循環戦略を踏まえ、引き続き取を進める必要があります。 また、ものづくりの革新に対応していくため、県内企業との共同研究などにより、試験研究機関や大学が連携し、工業材料や製造プロセスの高度化などに取り組んでいく必要があります。
		★産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者等支援数	件	46	98	101	a	113		
		★農業用水利施設を活用した小水力発電施設数	施設	(H23) 3	6	7	a	7		
	2 自然共生型産業の振興								① 環境と調和した農林水産業の推進 ○ 環境保全型農業直接支援対策等の制度を活用して環境に優しい農業への取組を推進し、平成23年度から平成30年度の間に、延べ25,138haにおいて取り組まれました。 ○ 森林整備事業等の活用により伐採跡地の再造林や間伐等を促進し、民有林において、平成25年度から平成29年度までの5年間で27,779haの間伐を、平成29年度に876haの造林を実施しました。 ○ 漁業資源の持続的利用に向け、漁協等において資源管理計画を策定しており、平成30年度末時点で計画数は累計で157件となりました。 ○ 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用量を低減する技術を一体的に行う農業者をエコファーマーとして認定し、認定者は平成30年度末時点で958名となりました。 ② 木材関連産業の振興 ○ 岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画を策定し、木材利用に率先して取り組み、市町村等に対しても県産材を利用するよう働き掛けを行い、平成29年度の公共施設・公共工事への利用実績は6,088m3となりました。 ○ 地域の木炭生産者が組織する団体などと連携し、生産技術の向上や、需給情報の提供などに取り組み、平成29年次の岩手県の木炭生産量は、3,014tとなりました。全国生産量の31%を占め、全国一のシェアとなっています。 ③ 優れた自然を活用した観光産業の振興 ○ ジオツーリズム交流人口の拡大に向け、来訪者を受け入れるガイドに対して、ガイドプログラム作成講座、ジオ概論講座及び環境関連法講座などを開催し、三陸ジオパーク認定ガイド23人を養成すること等により、受入態勢の整備に取り組みました。 ④ グリーン・ツーリズムの推進 ○ 農山漁村での交流人口の拡大に向け、農村体験メニュー等の情報発信、魅力ある体験・交流メニューの創出やPRの中心となる人材の育成など、地域における旅行者の受入体制の強化に取り組みました。	①環境と調和した農林水産業の推進 現在、行われている国による制度の見直しも踏まえつつ、引き続き、環境保全型農業の取組を推進する必要があります。 ②木材関連産業の振興 県では、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画に基づき、公共建築物・公共工事での地域材の率先利用に努めました。今後、県産木材の需要を維持・拡大していくため、商業施設等の非住宅分野での利用拡大など、新たな需要創出や販路拡大に取り組む必要があります。 ③優れた自然を活用した観光産業の振興 世界に誇れる地質遺産等があり、3県16市町村の日本一広大なエリアで三陸ジオパークの活動が展開されていますが、より地域に根差した取組が求められており、来訪者の受入態勢の整備促進に向けた住民への普及啓発や認定ガイドの計画的な養成等に取り組む必要があります。 ④グリーン・ツーリズムの推進 都市住民を中心にグリーン・ツーリズムの関心が高まっていることから、体験型教育旅行や企業の社員研修の誘致を継続して実施する必要があります。
		◎★自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農地面積	面積(ha)	(H26) 2,428	4,500	4,077	b	6,000		
		◆間伐実施面積（No.19再掲）	ha	12,139	12,000	4,446	c	12,000		
		★産業分野の木質バイオマス導入事業者数（No.20再掲）	事業者	(H22) 17	34	32	b	(H30) 36		
		ペレットの利用量（No.11再掲）	トン	3,937	6,150	5,504	b	(H30) 6,270		
		★チップの利用量（No.12再掲）	トン	1,277	84,290	230,809	a	(H30) 84,780		
		グリーン・ツーリズム交流人口	万人	(H26) 1,112	1,145	1,156	a	(H30) 1,157		
3 環境に関する科学技術の振興								① 環境に関する科学技術の研究開発の促進 ○ 農業研究センターにおいて、「環境にやさしい栽培技術」の開発に取り組み、平成23年度から30年度に35成果を公表しました。 ○ 林業技術センターにおいて、低コスト育林技術や森林病害虫防除技術、病虫害抵抗性品種の開発、木質バイオマスエネルギーの効率的な利用技術の開発等に取り組み、平成23年度から30年度に研究報告17本を公表しました。 ② 産学官共同研究等の推進 ○ 県農業研究センターにおいて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や他の都道府県公設試、民間企業等と連携し、野菜や果樹等における温暖化対応技術開発に取り組みました。 ○ 林業技術センターにおいて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等と連携し、本県で最も造林面積の多いカラマツ種苗の安定生産技術や、アカマツCLT製造技術の開発に取り組みました。 ○ 環境保健研究センターにおいて、岩手大学（ツキノワグマの個体群動態と将来予測手法の開発ならびに人里への出没メカニズムの解明）、国立環境研究所（有機フッ素化合物の環境動態及び生物蓄積に関する研究）等の県内外の研究機関と連携し、行政や地域の課題に対応するための調査研究を推進しました。	①環境に関する科学技術の研究開発の促進 環境にやさしい栽培技術は地球温暖化防止や生物多様性保全に資するものであり、また、消費者へ安全・安心な農産物を提供するうえで重要な技術として求められているものであることから、技術開発を進めるとともに普及を図る必要があります。	